

## 「介護予防・日常生活支援総合事業」

### 国基準相当訪問型サービス重要事項説明書

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター  
指定訪問介護事業所「ハートタウン平成の杜」

当施設は介護保険の指定を受けています。

(関市指定 2170200691号)

当事業所は、契約者に対して国基準相当訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「事業対象者」「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

#### 目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について
8. 緊急時の対応方法
9. 第三者による評価の実施状況
10. 虐待防止に関する事項
  - 1.1. 衛生管理
  - 1.2. 身体拘束等の禁止
  - 1.3. 業務継続計画の策定等
  - 1.4. ハラスメント対策

## 1. 事業者

- (1) 法人名：社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
- (2) 法人所在地：岐阜県関市春里町3丁目3番34号
- (3) 電話番号：0575-22-2377
- (4) 代表者氏名：理事長 大岩 寿喜子
- (5) 設立年月日：昭和55年4月14日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類：指定訪問介護事業所・平成30年4月1日指定  
関市2170200691号
- (2) 事業の目的：事業対象者・要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、適正な国基準相当訪問型サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称：指定訪問介護事業所ハートタウン平成の杜
- (4) 事業所の所在地：岐阜県関市中之保4517-2
- (5) 電話番号：0575-40-0310
- (6) 事業所長(管理者)：氏名 森 和博
- (7) 当事業所の運営方針
  - ①事業対象者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
  - ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。
  - ③利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (8) 開設年月日：平成26年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域

関市のうち武儀地域と上之保地域の全域並びに神野地区とします。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(但し、毎年12月30日から翌年1月3日までを除く) なお、利用者の要請があった場合は、随時対応が可能な体制をとる。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### 4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して国基準相当訪問型サービスを提供する職員とし、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1人	1人	業務の一元的管理
2. サービス提供責任者	1名		1人	1人以上	業務の内容の管理
3. 訪問介護員	2名	2名			
(1) 介護福祉士	2名	1名			
(2) 訪問介護要請研修1級 (ヘルパー1級) 過程修了者					
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 過程修了者		1名			
(4) 訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級) 過程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額を契約者（利用者）に負担いただく場合

があります。

##### ■利用者の負担割合の1割、2割又は3割によって自己負担額が異なります

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割又は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

種類	内容
身体介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴介助 入浴介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（全身清拭、部分浴）などを行います。</li> <li>・排泄介助 排泄の介助（ポータブルトイレ、トイレ利用）、おむつ交換を行います。</li> <li>・食事介助 食事の介助、口腔ケア、服薬介助を行います。</li> <li>・体位変換 体位の交換を行います。</li> <li>・移乗介助 通院等に係る介助を行います。</li> </ul>
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理 契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）</li> <li>・洗濯 契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）</li> <li>・掃除 契約者の居室の掃除を行います。（契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）</li> <li>・買い物・薬の受け取り 契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。 (預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)</li> </ul>

※上記のサービスは、例えば契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

※サービスの実施頻度は、介護予防サービス・支援計画において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間又は1月あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合
	1週に2回程度の場合
	1週に2回を超える程度の場合
1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合
	生活援助が中心で所要時間 20分以上 45分未満の場合
	生活援助が中心で所要時間 45分以上の場合
	短時間の身体介護が中心である場合

※契約者（利用者）に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス・支援計画がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、契約者（利用者）の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。

※契約者（利用者）の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者との調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

<サービス利用料金（1割負担）>（契約書第8条参照）

- ・1月のサービス利用回数が、1回当たり単価（回数制）で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）での算定になります。介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業において位置づけられた標準的な回数又は内容によって次のとおりとなります。
- ・契約者（利用者）の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス・支援計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	サービス利用に係る自己負担額
(1) 1週に1回程度の場合	1,176円
(2) 1週に2回程度の場合	2,349円
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727円

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	サービス利用に係る自己負担額
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合	287円
(2) 生活援助が中心である場合	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179円
（二）所要時間45分以上の場合	220円
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163円

※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金です。

＜各種加算料金（身体介護、生活援助を含む）（1割負担）＞

- サービス提供体制及び計画算定、実施等により、ご契約者ごとに個別に算定されるサービス費（1割分）について

初回加算	初めて訪問介護計画書を作成した利用者に対し初回の訪問もしくはその同月内にサービス提供責任者が自ら訪問または同行した場合に算定できる。	200円／月
------	--	--------

＜サービス利用料金（2割負担）＞（契約書第8条参照）

- ・1月のサービス利用回数が、1回当たり単価（回数制）で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）での算定になります。介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業において位置づけられた標準的な回数又は内容によって次のとおりとなります。
- ・契約者（利用者）の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス・支援計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	サービス利用に係る自己負担額
(1) 1週に1回程度の場合	2,352円
(2) 1週に2回程度の場合	4,698円
(3) 1週に2回を超える程度の場合	7,454円

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	サービス利用に係る 自己負担額
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合	574円
（2）生活援助が中心である場合	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	358円
（二）所要時間45分以上の場合	440円
（3）短時間の身体介護が中心である場合	326円

※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金です。

＜各種加算料金（身体介護、生活援助を含む）（2割負担）＞

■ サービス提供体制及び計画算定、実施等により、ご契約者ごとに個別に算定されるサービス費（2割分）について

初回加算	初めて訪問介護計画書を作成した 利用者に対し初回の訪問もしくはそ の同月内にサービス提供責任者が自 ら訪問または同行した場合に算定で きる。	400円／月
------	--	--------

＜サービス利用料金（3割負担）＞（契約書第8条参照）

- ・1月のサービス利用回数が、1回当たり単価（回数制）で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）での算定になります。介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業において位置づけられた標準的な回数又は内容によって次のとおりとなります。
- ・契約者（利用者）の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス・支援計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	サービス利用に係る 自己負担額
（1）1週に1回程度の場合	3,528円
（2）1週に2回程度の場合	7,047円
（3）1週に2回を超える程度の場合	11,181円

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	サービス利用に係る 自己負担額
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合	861円
（2）生活援助が中心である場合	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	537円
（二）所要時間45分以上の場合	660円
（3）短時間の身体介護が中心である場合	489円

※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金です。

＜各種加算料金（身体介護、生活援助を含む）（3割負担）＞

■ サービス提供体制及び計画算定、実施等により、ご契約者ごとに個別に算定されるサービス費（3割分）について

初回加算	初めて訪問介護計画書を作成した利用者に対し初回の訪問もしくはその同月内にサービス提供責任者が自ら訪問または同行した場合に算定されます。	600円／月
------	---	--------

1. 事業所の人員配置等のサービス提供体制や利用者の住所地等の規定により、一律に加算されるサービス費（1割、2割又は3割）について

特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所が訪問型サービスを行った場合に、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算されます。	1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算
--------	--	-------------------------------------

2. 介護職員の雇用促進と賃金改善等を目的とし、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して算定される加算について

介護職員等処遇改善加算（I）	介護職員の雇用促進と安定化を図り、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して算定されます。	所定単位数にサービス別加算率（24.5%）を乗じた単位数で算定
----------------	---	---------------------------------

- ・月の途中で事業所を変更し、かつ、当該月の利用回数が一定数を超えて月額包括報酬（定額制）になる場合は、日割り計算を行います。
- ・契約者（利用者）がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払戻しされます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者（利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者（利用者）の負担額を変更します。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者（利用者）の負担となります。

##### ①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者（利用者）の負担となります。

##### ②交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、この場合において自動車を使用した場合は、事業所の実施地域を超えた行程1キロメートルあたり50円を徴収します。

#### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア<当事業所 事務所窓口での現金支払い>

担当訪問介護員にお渡しいただいても構いません。（領収書は後日になる場合があります。）  
イ<指定口座への振込み>

指定口座 関信用金庫 桜ヶ丘支店 普通預金 0205207

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

特別養護老人ホーム ハートタウン平成の杜

指定口座 めぐみの農業協同組合 津保川支店 普通預金 0002770

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

ハートタウン平成の杜

※ 入金名は利用者様の名前でお願いします。

※ 入金を確認後、領収書を郵送させて頂きます。

ウ<指定口座からの自動引落とし>

当事業所では、めぐみの農業協同組合津保川支店で自動引落としの契約を結んでいます。契約時においてご契約者に所定の用紙で申し込んでいただきます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日前に、契約者（利用者）の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提供して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①契約者（利用者）からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、契約者（利用者）から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することができます。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## （4）訪問介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

訪問介護員は、契約者（利用者）に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

### ①医療行為

②契約者（利用者）若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③契約者（利用者）の家族に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及び契約者（利用者）若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤契約者（利用者）若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

## （5）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や介護予防訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽に尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話ししくださいても構いません。）

### ＜サービス提供責任者の業務＞

#### ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整

#### ②利用者の状況の変化やサービスに関する意向の定期的な把握

#### ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）

#### ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示

#### ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握

#### ⑥訪問介護員の業務管理

#### ⑦訪問介護員の研修、技術指導

#### ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

## 7. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所	窓口担当者　サービス提供責任者　土屋　静枝 ご利用時間　8：30～17：30（土、日、祝祭日を除く）
------	---

ご利用相談室	ご利用方法 TEL 0575-40-0310 FAX 0575-49-3800
第三者委員会 (外部苦情処理窓口)	村上忠一 TEL 0575-49-3066 山岸美代子 TEL 0585-55-2840 杉山英一 TEL 0585-55-2502

(2) 行政機関その他受付機関

	住 所	電 話
岐阜県中濃県事務所	岐阜県美濃市生柳 1612-2	(0575)33-4011
関市 (高齢福祉課)	岐阜県関市若草通 3-1	(0575)22-3131
関市武儀事務所	岐阜県関市中之保 5696-1	(0575)49-2121
関市上之保事務所	岐阜県関市上之保 15119-1	(0575)47-2002

岐阜県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 058-275-9826 面接場所 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 058-278-5136 面接場所 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

## 8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡します。		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 10. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：井上 陽介

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報します。

## 1 1. 衛生管理

- (1) 当事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各項に掲げる措置を講じます。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 当事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 1 2. 身体拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 当事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 4. ハラスメント対策

- (1) 当事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。
  - ①性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - ②特定のヘルパーに嫌がらせをする理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
  - ③叩く、つねる、払いのけるなどの身体的暴力

④ヘルパーや事業所に対して長時間の電話や理不尽な苦情を申し立てる等の行為

#### 付 則

この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日より施行する。

平成30年 8月 1日改訂

平成30年10月 1日改訂

令和 元年 5月 1日改訂

令和 元年10月 1日改訂

令和 元年11月 1日改訂

令和 2年 4月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂

令和 4年10月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂

令和 6月 6月 1日改訂

令和 7年10月 1日改訂

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

■契約者（利用者）

〒

住 所

氏 名

印

■契約者（利用者）の家族

〒

住 所

氏 名

印

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

■事業者

所在地 岐阜県関市中之保 4 5 1 7 - 2

名 称 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

指定訪問介護事業所 ハートタウン平成の杜

管理者（施設長） 森 和 博 印

説明者（サービス提供責任者）

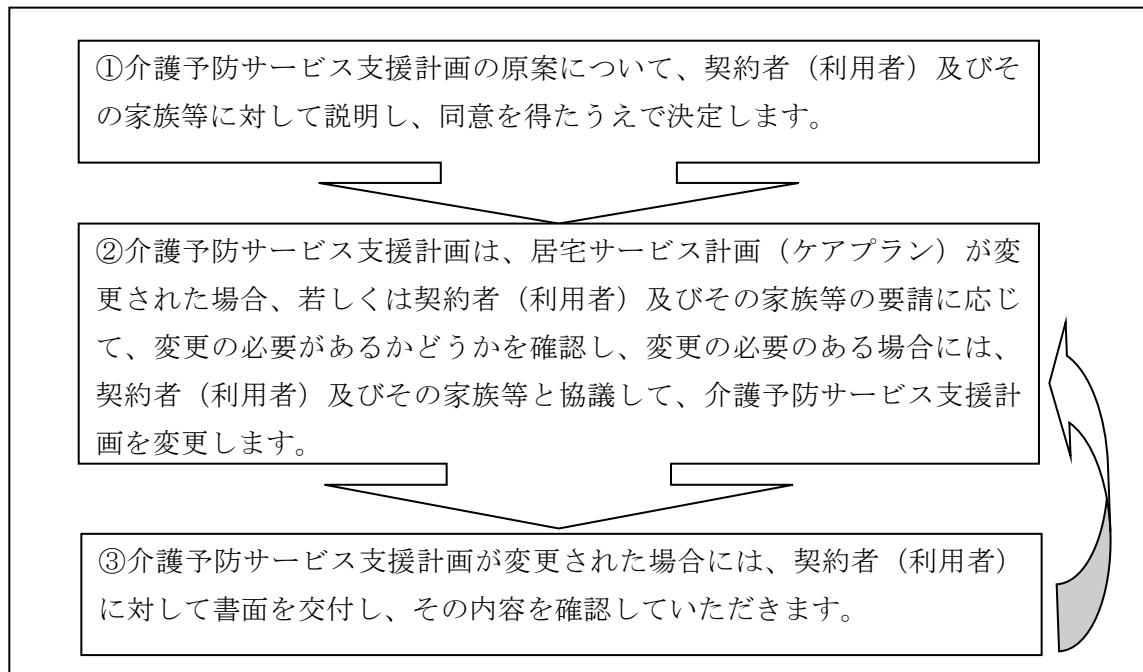
土 屋 静 枝 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

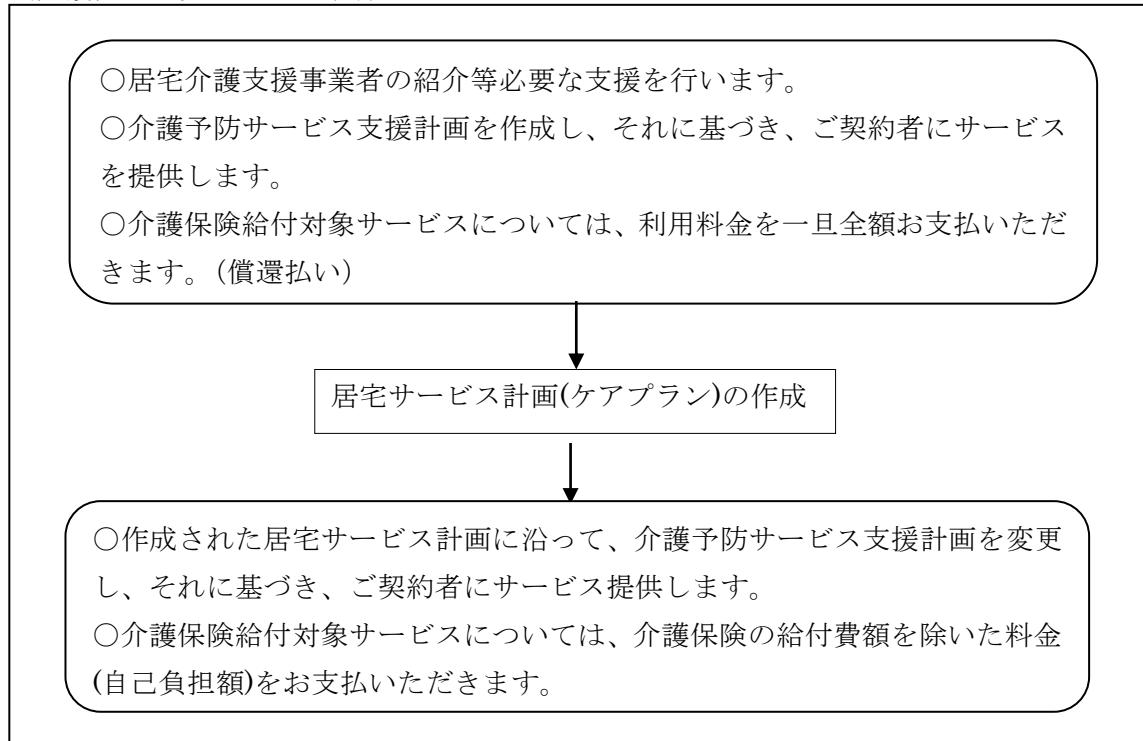
(1) 契約者（利用者）に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防サービス支援計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第3条参照）



(2) 契約者（利用者）に係る「居宅サービス計画書（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けてない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 介護予防サービス支援計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合

- 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介など必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、介護予防サービス支援計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

## 2. サービス提供における事業者の義務 (契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、契約者(利用者)に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者(利用者)の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者(利用者)の体調、健康状態からみて必要な場合には、契約者(利用者)又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④契約者(利用者)に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者(利用者)又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、契約者(利用者)に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者(利用者)又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
(守秘義務)  
但し、契約者(利用者)に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者(利用者)の心身等の情報を提供します。

### 3. 損害賠償について（契約書第13条、16条参照）

事業者の責任により契約者（利用者）に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者（利用者）に故意又は過失が認められる場合には、契約者（利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①契約者（利用者）が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者（利用者）の心身の状況が自立と判断された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者（利用者）に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者（利用者）から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）契約者（利用者）からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、契約者（利用者）からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者（利用者）が入院された場合
- ③契約者（利用者）に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者（利用者）の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第12条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者（利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者（利用者）による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者（利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者は契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

付 則

この重要事項説明書付属文書は、平成30年 4月 1日より施行する。